

牟岐町出羽島伝統的建造物群保存地区について

出羽島について



出羽島は牟岐港から航路距離 3.7km の沖合に浮かぶ島です。入江を利用した港の周囲に形成された集落であり、江戸後期から昭和前期にかけて、鰹漁を中心とした漁業で繁栄しました。漁業の隆盛とともに発展・拡大した集落の歴史の変遷が現在の町並みに顕著に現れており、出羽島にしかない物語が息づいています。

出羽島に残る伝統的な町並みはその地域独自の魅力であり文化資産であることから、その価値を活かし、地域の誇りとして未来へつなぐことが出来る集落の取り組みを行っています。

出羽島の町並み

出羽島には、幕末の建物を最古として、明治から昭和前期までの伝統的な建物が高密度に残っています。江戸後期の本格的な島への移住から形成された町並みは、農村風の景観、町場風の景観、谷筋の景観など、開発された時代によって、地区ごとに多様な特徴を見ることができます。



西波止の町並み



出羽島の集落と牟岐

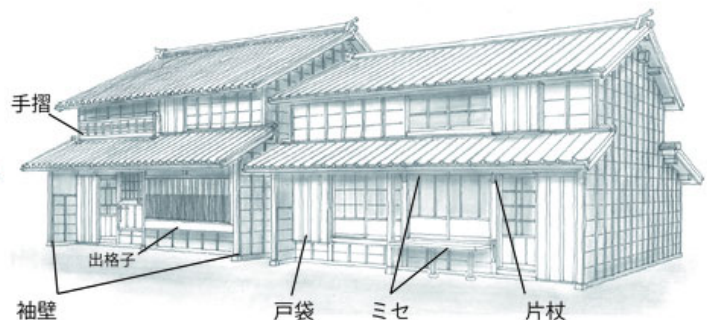


洲鼻の町並み

また、出羽島の建物は時代が進むに従って、平屋、つし二階、中二階、本二階へと二階の軒高が上がっていく傾向にあります。表構えは、一階の正面に蔀と床几からなるミセ造りや出格子、二階開口部には手摺といった意匠を設けるなど、各時代における建築の特徴を見てとることができます。



明治期の平屋の一例



明治末期から大正期のつし二階、中二階の一例

重要伝統的建造物群保存地区に選定



牟岐町出羽島伝統的建造物群保存地区は、平成29年2月23日に国の重要伝統的建造物群保存地区（重伝建）に選定されました。徳島県内では3地区目、「漁村集落」としては京都府与謝郡伊根町伊根浦に続く、全国で2地区目となります。

重要伝統的建造物群保存地区選定までの経過

伝建事業 説明会

伝統的建造物群保存地区制度については、平成25年度から平成28年度にかけて11回の事業説明会を行っています。

最初に、出羽島の町並みが伝統的建造物群として要件を満たしているか確認するための保存対策調査の実施について説明し、島の方々に了承いただき、調査を実施しました。出羽島の建物や景観の調査が進むにつれて、「出羽島らしさ」とは何か、出羽島にしかない価値・魅力が明らかになり、出羽島を残す保存のあり方が見えてきました。これらを島の方々にお伝えし、「出羽島らしさ」を維持するための保存の方針と、そのための助成などについての説明会を実施しました。

説明会では、「空家が多い中で建物の修理をすることに現実味が感じられない、修理したところで管理出来ない、そもそも人がいない」等の現実的な問題の指摘や、「このまま何もしないと、結局出羽島はだめになる。」「島の歴史を大事にして未来へ伝えていかなければ、自分たちが将来若い世代に笑われることになる。」などのご意見をいただきました。また、島外へ出ておられる方々対象の説明会も実施し、「帰るつもりのない空家をどうすればいいのか、建物や景観だけではなく、人に来てもらう取り組みが必要ではないのか」など、様々なご意見をいただきました。

伝建地区先進地の視察

また、近隣の重要伝統的建造物群保存地区の視察に住民の皆さんが参加し、先進地の取り組みを視察しました。視察では、保存地区の地元の方から町並みの説明とそれらを活かした取り組みについて説明いただきました。それぞれの地区がその土地にしかないものを誇りに思い、その価値を大切にしながら様々な取り組みを行っている姿を勉強させていただきました。

重要伝統的建造物群保存地区選定の申出へ

これらの説明会や視察を通して、何も行動せず島を無くしてしまうよりも、これまでの暮らしの中で築き上げられてきた、出羽島にしかない価値・魅力、島を未来へ伝え残すための取り組みとして、伝建事業を進めることに賛同いただきました。その後、伝建事業による島の魅力・価値の再発見とそれらを活かした新しい取り組みへつなげるため、文部科学大臣へ重要伝統的建造物群保存地区選定の申出を行い、出羽島は重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。



島内 伝建説明会



島外 伝建説明会



室戸市吉良川町重要伝統的建造物群保存地区の視察

重要伝統的建造物群保存地区選定までの手続き

平成25年度～26年度	伝統的建造物群保存対策調査の実施（建造物・景観調査10回 57棟）
平成25年度～28年度	住民および島外関係者対象説明会の実施（11回）
平成27年 9月17日	牟岐町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定
平成28年 6月23日	牟岐都市計画に伴う保存地区の区域決定
平成28年 8月23日	牟岐町出羽島伝統的建造物群保存地区保存計画の決定・告示
平成28年10月21日	文化審議会が重要伝統的建造物群保存地区に選定することを 文部科学大臣に答申
平成29年 2月23日	重要伝統的建造物群保存地区に選定（選定基準（三）） （県内3地区目、漁村集落としての選定は全国で2地区目）

保存地区の概要

保存地区の名称

牟岐町出羽島伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積

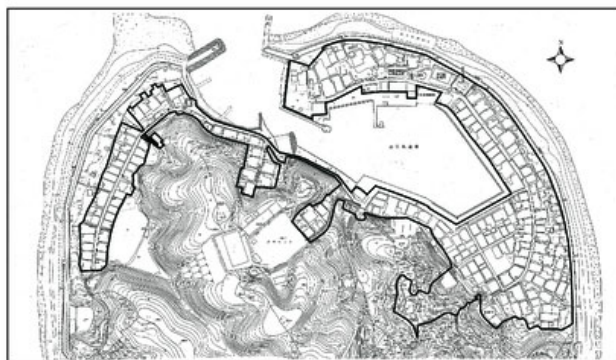
約3.7ヘクタール

保存地区の区域

牟岐町大字牟岐浦字出羽島の一部

保存地区の特徴

江戸後期から昭和前期にかけて漁業の隆盛に伴って拡大した漁村集落で、港の周囲に規模や形式が揃った主屋が建ち並び、石積みや共同井戸等の工作物と一体となって歴史的風致を形成しています。



港の周囲に建ち並ぶ伝統的建築物



洲鼻の町並み

保存地区内における現状変更行為について

牟岐町出羽島伝統的建造物群保存地区内で実施する以下の行為については、教育委員会および牟岐町の許可が必要です。まずは、現状変更の行為を実施する前にご相談ください。

事前に教育委員会および牟岐町の許可が必要となる現状変更行為について

- (1) 建築物等（工作物を含む）の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取

これらの現状変更行為を実施する際には、牟岐町出羽島伝統的建造物群保存地区保存計画に定められる各種基準に適合することが許可条件になります。

どの基準に適合する必要があるのかは、行為の内容、物件によって異なりますので、事前に教育委員会までお問い合わせください。また、建物の外観などについて、基準に沿った内容での工事に補助金を利用できる場合がありますので、計画段階で早めにご相談ください。

 [修理・修景・許可 基準表\[PDF:142KB\]](#)

 [牟岐町伝統的建造物群保存地区保存整備事業補助金\[PDF:132KB\]](#)

許可を要しない現状変更行為

また、以下の行為については、現状変更の許可の必要はありません。

※(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう）の新築、増築、改築、移転又は除却

ア 仮設の工作物

イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの

(3) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の育成のため通常行われる木竹の伐採

イ 枯死、損傷又は危険な木竹の伐採

ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採

エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

オ 仮植した木竹の伐採

※(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、伝建制度に準じた建物外観に関する軽微な維持修繕工事の補助金（限度額2万円）の交付対象に含まれる場合もありますので、事前に教育委員会までお問い合わせください。